

## 国際法における国家の絶対的 平等と相対的平等の範圍

大谷良雄

### 一 序

「国家は平等にして且つ不平等である」という一見自己矛盾とみえるテーゼ<sup>(1)</sup>は、真であると思われる。即ち、国際社会を構成する独立の法人格という形式的な側面に着目すれば、つまり、この一線上にならべて考えるとき、国家はすべて平等であるといいうる。国際社会を構成する独立の法人格、より具体的にいえば主権国家であるということは、純粹に形式的な概念であり、実質的な内容をともなわない。従って、この点に関して国家を平等という限りにおいては、なんらの矛盾も生じない。しかし、ひとたび目を転じてその実質的内容に着目するとき、国家は千差万別であり、ひとつとして同じものはない。統治機構の形態、人口の多寡、領土の広狭は、いかに及ばず、軍事力、経済力、文化程度等においてすべて一様ではなく、不平等である。故に、国家の形式的側面と実質的側面を区別することによって、先のテーゼの真なることは説明される。

国家の形式的側面にのみ着目するときは、その法的効果も形

式的なものとなり、この場合、国家間の絶対的平等が要請される。しかし、国家の実質的側面が考慮されるに至ると、その法的効果も実質的であることが要請され、ここに相対的平等論の展開される可能性が生ずる。従来論ぜられてきた平等権あるいは国家平等原則といわれるものが、国家の形式的側面のみに着目した結果として、絶対的平等のみを要請したものであることは明らかである。しかし、国際社会が組織化され、国家間の関係がより緊密になると、当然、国家の実質面を考慮する必要がある。従来、理論のみにては破綻を来たすことになる。そこで、絶対的平等の適用される範圍と相対的平等の適用される範圍を区別することが必要とされる。本稿は、この点について若干の考察を試みることを目的とするが、まず、従来、如何なる意義において国家平等が論ぜられたかをみてみよう。

(1) コーエンマンスの国家平等理論は、このテーゼを前提として構成されている。P. H. Koijmans, *The doctrine of the legal equality of states*, A. W. Sythoff-Leyden 1964, pp. 7-40. 彼は、ハンス・ネフの平等理論にもとづき、すべての対象(Objekt)はその視点をどこにおくかによって、平等にも不平等にもなりうるとしてゐる。cf. Hans Nef, *Gleichheit und Gerechtigkeit*, Zurich 1941.

(2) 主権を有するか否かということのみを基準として国家を比較するならば、このような結論は容易に得られると思う。いわゆる主権平等なる概念は、ここからひき出される。

(3) ただし、「国家は平等にして且つ不平等」とのテーゼは、国家の形式面と実質面を区別することによってのみ真となりうるのではなく、実質面を考慮した場合でも、比較の基準を何に求めるかによって、同様のことがいえる。

(4) 国家の平等不平等が比較の基準の問題であるとすれば、国家の実質面を考慮した場合には、その法的効果として絶対的平等と相対的平等の双方が適用される。しかし、国家の形式面のみを考慮する場合には、その法的効果として要請されるのは、絶対的平等のみである。

(5) たとえば、田畑茂二郎「国家平等観念の転換」二三九頁—三三〇頁参照。

(6) R. Padirac, *L'égalité des Etats et l'organisation internationale*, Paris 1953, pp. 227—229.

## 二 国家平等の意義

カルポの国際法辞典によれば、国家平等の意義は、次の如く述べられている。「すべての主権国家は、その相互の関係において平等である。一国は他国よりも多くの権利を主張することはできない。又、すべての国に課せられた義務を免れることはできない。従って、この主権国家の平等は、すべての国家に等しい権利義務を与えることを意味する。」<sup>(7)</sup>又、実定国際法においてまた例えば、米州機構(OAS)の設置条約となったポロタ憲章第三章第六条では、「国家は法的に平等であり、等しい権利を享有し、それを行使するための等しい能力を有し、又、

等しい義務を負う。国家の権利は、その力に由来するものではなく、国家が国際法上の人格として存在するという単なるその事実にもとづくものである」と規定している。<sup>(8)</sup>以上に述べられた国家平等の意義は、簡単に、国家は主権国家であるかぎり、事実上の差異の如何にかかわらず、国際法上、すべて、平等な権利義務を有すると要約される。しかし、この場合、「平等な権利義務」ということの内容は、必ずしも明確ではなく、従来より学者によって解釈は異なるようである。とくに、一七、八世紀の自然法主義と一九世紀以降の法実証主義とは、国家平等の範囲において著しい差がみられる。即ち、今、国家平等の意義を、国際法の定立における平等、その規定内容における平等及びそれが適用される場合の平等との三つに大別することが可能であるとすれば、<sup>(9)</sup>自然法主義においては、これらの三つをすべて国家平等の意義として含ませる。<sup>(10)</sup>しかし、法実証主義においては、規定内容の平等は除外され、定立の平等及び適用の平等のみが国家平等の意義とされる。

国際法の定立における平等とは、国家が自己を拘束するなんらかの決定や国際法規の形成には平等に参加し得ること、外交交渉においても平等の地位に立ち、国際会議及び国際組織での表決にさいしては、同数同価値の投票権を有することを意味する。又、規定内容の平等とは、国家がその合意を通じて条約を締結し、権利義務関係を形成するさい、そこに規定される権利義務の内容が質的にも量的にも等しいこととされる。適用の平等とは、国内法上の法の前の平等といわれるものに相当し、国

家はその有する権利を等しく主張し行使し得ること及びその負う義務を等しく追求され履行することを意味する。(9) これらの意義の国家平等が、絶対的平等と相対的平等のいずれの範囲におくべき妥当なるかが以下の問題となる。

(7) C. Calvo, *Dictionnaire de droit international public et privé*, vol. I, Berlin and Paris 1885, p. 286.

(8) 一九四九年の国際連合国際法委員会報告書「国家の権利及び義務についての宣言草案」第五条では、単に「すべての国は、他のすべての国と法上平等である権利をもちうる」とのみ記している。

(9) 田畑前掲書 一一頁—四四頁参照。

(10) マックネアは、国家平等の意義を、「法制定のための平等」(equality for law-making purposes)、「権利の取得ならびに行使に関する平等」(equality in the acquisition and exercise of rights) 及び「訴訟上の平等」(for-  
rensic equality) とに分け、又「ノンハンマント」同様、「新しい法規採用に関する平等」(equality in respect to the adoption of new rules of law)、「実質的権利の平等」(equality of substantive rights) 及び「権利の保護に関する平等」(equality in respect to the protection of rights) とに分けている。A. D. McNair, "Equality in International Law", *Michigan Law Review* 1927, p. 136. C. G. Fenwick, *International Law*, 2nd ed., pp. 149—150. 及び、田畑前掲書 二二頁—二四頁参照。ナ

キンソンにせよては、「平等な権利享有の能力」(equal capacity for rights) と「法による平等の保護」(equal protection of the law) とに分けられている。E. D. Dickinson, *The equality of states in international law*, Cambridge 1920, pp. 3—4.

(11) 自然法主義の学者は、とくに規定内容の平等を強調した。他の二つの意義の平等は、当然、この意義の平等の前提となる。この系統の代表的な学者としては、ブーフエンドルフ、トマジウス、バルメイラック、ウォルフ、ヴァンデル等がある。E. D. Dickinson, *op. cit.*, pp. 75—99.

(12) 規定内容の平等は、現実の国際慣行と著しく乖離したため、法実証主義者においては考慮の対象とはならなかった。この系統の学者としては、モーゼル、スーチ、ビンケルスフークをはじめ、シュトルツ、オムメンハイム等があげられる。E. D. Dickinson, *op. cit.*, pp. 80—95. P. H. Kooijmans, *op. cit.*, pp. 89—93.

(13) 田畑前掲書 一一頁—四四頁参照。

### 三 絶対的平等の範囲

従来主張された平等権あるいは国家平等原則といわれるものが、いわゆる絶対的平等を要請したものであることは異論はない。しかし、その意義内容については、自然法主義と法実証主義とでかなりの差異のあることは、すでに指摘したとおりである。では、いわゆる絶対的平等即ち国家間の事実上の差異を考

慮せず、すべての国家を一律平均的に扱ふことを意味する国家平等が、果して如何なる範囲で妥当なのかを検討してみよう。平等が、コエマンズのいうように比較の基準の問題であるとすれば、国家平等についても、それが如何なる基準にもとづいて論ぜられているかを見究めることが肝要となる。そして、如何なる基準にもとづいて論ぜられているかによって、国家平等の主張される範囲が画定されるのではないかと考えられる。それ故に、従来の国家平等原則が、国家の如何なる側面を比較の基準としたかを見ることがまず問題となる。ところが、従来の国家平等原則においては、自然法主義における場合も、又、法実証主義における場合も、国家を比較する基準は、常に、主権国家であることという形式的な側面であった。ただ、両者においては、これに対する法的効果について差異が生じたのである。では、主権国家であることだけから導き出される絶対的な国家平等は、如何なる範囲であろうか。

主権国家であるということは、国際社会において、独立の法人格たりうることであり、従って、法主体たることの必然的なコララーとしての法の前の平等即ち法適用の平等は、自明のこととして導かれるであろう。法主体に法が平等に適用されること及び法主体が法により平等に保護されることは、法の純粋に形式的な作用であり、この意義の国家平等に関しては、少くとも論理的には疑義は生じない。又、国際社会は、国内社会と異なり、共通の権力機構が存在せず、従って統一的な立法機関というものが存在していないので、すべての主権国家は、

自己を拘束する法規の形成には、自ら参加する権利を有する。これは、国際社会が分権的であり、国家が各々主権的であることから導かれる当然の帰結である。そして、以上が主権国家であるということだけから導かれる絶対的な国家平等の意義であると考えられる。それは、先にあげた国家平等の三つの意義のうち、適用の平等といわれるものすべてと定立の平等といわれるものの一部を含む。国家が、自己を拘束する法規の形成に参加する場合、平等な資格でありうるか否かは、単に主権国家であるという国家の形式的側面のみを比較の基準とするかぎり、必然的には導かれない。新しい法規を形成するさいに、国家が、平等な地位に立ち得るか否かは、形成さるべき新しい法規の内容と国家の実質的な能力の如何によって定まるものと考えられる。従って、定立の平等といわれるものうち、平等な資格あるいは地位で法の形成に参加すること(たとえば、表決にさいして同数同価値の表決権を有するなどの)及びそこに形成される法規の内容が質的にも量的にも等しいといういわゆる規定内容の平等は、国家の実質的側面を考慮してはじめて導かれるべきものであるといえる。国家の実質的側面が比較の基準にされるにいたると、国家を一律平均的に扱ふ絶対的平等は、必ずしも常には適用されえず、場合によっては国家を序列的に扱ふ相対的平等の適用される可能性も生ずることになる。国家の実質面を考慮した場合に、絶対的平等あるいは相対的平等のいずれが適用されるかは、個々の場合によって異なるであろう。かつての自然法主義者においてみられた誤謬は、国家の形式的側

面のみを比較の基準としながら、そこからひき出される法的効果(つまり平等の要請)のみならず、実質的側面を考慮した場合の法的効果をも併せて要請したところにあると考えられる。

(14) 田畑前掲書 二二頁及び三〇七頁参照。

(15) 国家平等に関して自然法主義と法実証主義とにおける差異は、如何なる国家も差別的には扱わないという絶対的資格においてはみられず、如何なる場合にこの平等原則が適用されるかという意義内容の広狭においてみられる。拙稿「パディラックにおける国家の相対的平等論」『一橋論叢』第五八巻第二号 一五四頁参照。

(16) H. Kelsen, "The principle of sovereign equality of states as a basis for international organisation", *Yale Law Journal* vol. 53, 1944, p. 209. 田畑前掲書 一六一—一七頁参照。

(17) 法の定立及び執行機関の存在しない現実の国際社会の構造にかんがみ、パディラックは、この意義における国家平等の現実性に疑念をもつ。Padinae, *op. cit.*, pp. 213—216. 前掲拙稿 二五五頁—二五六頁。

(18) いわゆる主権平等の原則の意義もこの範囲にのみ限定して解釈すれば、国際連合における五大国と然らざる国との間にみられる機能及び権限における差別は、必ずしもこの原則に抵触することにはならないであろう。cf. H. Kelsen, *op. cit.*, pp. 207—210. ただ、憲章第二五条が適用される場合には、安全保障理事会の理事国以外の加盟国は、

自己の参加しなかった決定に拘束されることになり、この意味においては、二条一項の主権平等原則に抵触することにもなりうる。

(19) 法実証主義においても、オッペンハイムにみられる如く、国家平等の意義に、定立の平等といわれるもの(すべてを含め、法の定立に平等の資格で参加するいわゆる一票制も、当然、国家平等の意義としているが、国家の形式面の基準とした場合の国家平等と実質面を基準とした場合の国家平等とは、区別しておく必要があると思われる。なお、ケルゼンが国家平等の意義とするものは、法の前の平等のみである。H. Kelsen, *op. cit.*, pp. 209—210. cf. Oppenheim, *International Law*, 8th ed., vol. I, § 115. (20) cf. J. L. Briery, *The law of nations*, 6th ed. p. 37.

#### 四 相対的平等の範囲

国際関係が緊密化して、国家の形式的側面のみならず、実質的側面が考慮されるにいたると、国際法における国家平等の機能は、二面的な性格を帯びることになる。即ち、国家の実質面を比較の基準として場合、個々の国家における差異は著しく、これに対する法的効果は、一面的ではありえない。実質面を考慮した場合の法的効果は、国家間における差異を差異として認めない場合と認める場合とに分けられる。たとえ、国家間に著しい差異が存在しても、それを差異として扱うことに何らの法

的意義が認められなければ、形式的側面を基準とした場合と同様に、絶対的平等が要請される。しかし、国家間の差異を差異として認めることに法的意義が付与されれば、国家をその差異に応じて序列的に扱う相対的平等の適用が要請されることになる。<sup>(24)</sup>

新しい法規を形成するさいに、平等な資格で参加し得るか否か、及びそこに規定される内容が質的にあるいは量的に平等であるか否かは、国家の実質面を考慮してはじめて決定されるべきものと考えられる。従って、先に提示した国家平等の三つの意義のうち、国家の形式面のみを基準として、当然に絶対的平等のみが妥当した部分をのぞいた残りの部分は、相対的平等の適用されうるつまり相対的平等が妥当しうる範囲であることがわかる。しかし、この部分においても、必ずしも常に、相対的平等が妥当するのではなく、国家間における差異を差異としてみとめることに法的意義が存在する場合のみに限定される。<sup>(25)</sup>

では、国家間の差異を差異として認めることに法的意義が存在する場合とは、如何なる場合であろうか。ここでいう法的意義とは、国家をその差異に応じて序列的に扱うことが、合理的根拠にもとづいており、且つそのように扱うことによつて、国家を一律平均的に扱うこと以上に法的なメリットが生ずることを意味する。従つて、この条件を満たすとき、相対的平等は、妥当性をもつといつてゐる。<sup>(26)</sup>

(21) とくに、一九世紀後半以降において顕著となった国際

組織の発展にとまなない、単に主権国家であること以上に、経済力、軍事力、あるいは人口などの具体的内容を基準として国家を比較する場合が多くみられる。cf. R. Drago, "La pondération dans les organisations internationales", *Annuaire Français de Droit International* 1956, pp. 529—557.

(22) P. H. Kooijmans, op. cit., pp. 26—33.

(23) P. H. Kooijmans, op. cit., pp. 33—36.

(24) R. Padirac, op. cit. pp. 213—229. B. Boutras-Ghali, "Le principe d'égalité des Etats et les organisations internationales", *Recueil des Cours* 1960, I, pp. 30—70.

(25) 国際組織における機能の付与と権限の配分についても同様であり、この場合、従来の国家平等原則の如く、国家の形式面を基準として、絶対的平等のみを要請するならば、組織の円滑なる運営は保たれなくなるだろう。Padirac, op. cit., p. 222.

(26) P. H. Kooijmans op. cit., pp. 18—33.

(27) バネイラントは、"国際社会の共通利益 (le bien commun dans la société internationale)" を実現するべく、見地から、"各々の国家の社会的価値 (valeur social)" に応じて、扱うことに法的なメリットを見出し得る。Padirac, op. cit., p. 221.

(28) なお、相対的平等と法的不平等の相違については、拙

稿「国際組織における国家の相対的平等と法的不平等」*Neue Forschung* Nr. 7, 1—11頁参照。

### 五 結 語

国際法における国家平等の機能は、従来主張された平等権あるいは国家平等原則が、絶対的平等のみを要請したように、あるいは一部の学者の如く、国際社会においては相対的平等のみが妥当すると主張するように、一面的なものでは決してなく、国家を比較する基準をどこに設定するかによって、絶対的平等あるいは相対的平等のいずれかが適用されうるといふ二面的な性格のものである。とくに、国家を比較する基準を形式的側面と実質的側面に区別することによって、絶対的平等と相対的平等の適用される範囲がある程度画定されうる。そして、その結果、自然法主義より法実証主義に移行して以来、考察の対象からは除外されていたと思われる規定内容の平等についても、議論をすることが可能になると考えられる。さらに、国際組織と

の関係において、その一面的性格故に、破綻せざるをえなくなった従来の国家平等理論も、この観点から修正が可能となろう。しかし、国家の平等が、権利として主張されうるものか、国際法上の原則としてとどまるのか、あるいは又、単に事実関係から導かれる国家の属性にすぎないものかは、今後の問題とするところである。

(29) たとえば、その典型的な例として、過去においてはロリーマー、最近においてはパディラックをあげることができよう。Dickinson, op. cit., p. 148. Koijmans, op. cit., pp. 223—228. Padirac, op. cit., pp. 213—229.

(30) 核拡散防止条約における当事国間の核保有の問題、核平和利用の問題、及び査察ならびに核軍縮の義務の問題は、この観点より検討を要するであろう。

(31) Dickinson, op. cit., p. 101. Koijmans, op. cit., p. 2.

(一橋大学大学院学生)